

認定事例

(災害補償課)

夜間警戒に出動し、詰所で車両準備中に脳疾患を発症した事案（公務外）

1 災害を受けた者 A県B市 班長（61歳）

職業：会社員

2 傷病名 脳出血（療養）

3 災害発生日 平成20年5月10日

4 災害発生までの行動状況

①発症当日

7時に起床、8時頃朝食を摂る。仕事は休みで、その後、自宅でテレビを見るなどし、昼過ぎに家族と一緒に買い物に出かける。

17時30分頃夕食を摂り、18時40分頃、消防団活動服に着替え、夜間警戒のため、自家用車で詰所（距離6km）に向かう。（起床からこれまでの間、特に変わった様子は見られなかった。）

19時頃、詰所に到着。到着後、詰所に整備されている出勤簿などの整理、打合せ（当日警戒の予定確認等）や同僚団員との雑談を行った後、詰所車庫から広報車を出す（約5分）。その後、20時5分頃、広報車の上で他の団員4人と小型動力ポンプの操作を行っていたところ、5～6分経過したとき、突然、体に異常が生じ、ガクツとなるように倒れ、右手足の麻痺、言語障害が発現したことから、救急車を要請し、医療機関へ搬送された。

②発症日前1週間の公務従事状況 なし

③発症日前1週間超～1ヶ月の公務従事状況

20.4/10	防火の日。19：40分頃、詰所で広報車及び小型ポンプのエンジンその他を20分位調整した後、夜警関係での指示などを行う。21：40分解散、帰宅。
4/21、22、29、30	消防車及び小型ポンプのエンジンその他の調整、夜間警戒を行う。

5 参考

①身体状況等

身長170cm、体重64kg

②既往症歴

なし

③嗜好品の状況

タバコ10本／日、飲酒 ビール1本／日、
コーヒー2杯／日

④発症当時の気象状況

晴れ、気温3.2℃、湿度69%

【説明】

本件は、公務活動中に脳出血を発症したものです。脳出血をはじめとした脳疾患、また、虚血性心疾患等などの疾病の場合は、負傷と異なり一般的にその発症原因が外面的に明らかでないため、公務上の認定に当たっては、公務起因性の有無が主要な判断要素となります。

これらの疾病は、その発症原因に本人が有していた基礎的病態（高血圧、動脈硬化等）が関連している場合が多いため、公務起因性の判断

は、公務と疾病との間に相当因果関係が医学経験則上認められるか否か、言い換えれば、公務が相対的に発症の有力原因であったかどうかによって判断されることとなります。

まず、被災者の発症当日の活動状況をみますと、本件の場合は、夜間警戒の準備が主なものであり、具体的活動内容については、自家用車での詰所への移動（距離6km）、詰所へ到着後は団関係の書類整理、打合せ（当日警戒の予定確認等）、同僚との雑談、警戒用広報車の車庫出し（約5分）及び広報車上で他団員4人と一緒に行ったポンプ操作（5～6分）などがそれであり、本人は、そのポンプ操作中に突然倒れたものであるが、一連の活動には、駆け足走行や器材搬送などもなく特に身体的に強度の負荷（過重負荷）が発生するような行動状況は認められず、また、火災出動や重要行事などと違い緊急性、異状環境、重責感を伴う状況もみられないことから、強度の緊張等ストレス発生状況も見られず、精神的にも過重なものであったとは認められません。

また、一連の業務従事中に異常な出来事（アクシデント）に遭遇した事実も認められず、さらに、発症日前1週間（公務活動なし。）及び同1ヶ月間（消防車・ポンプの調整等で通算5日間）の活動内容にも、本疾病の発症要因となるような公務過重状況は認められません。

また、医学的知見によれば、本件の発症疾病（脳出血）については、CT所見によると被殻出血であることが認められるが、同出血は、高血圧を原因として発症するケースが多い高血圧性脳出血としてとらえられており、その発症機序は脳血管に高血圧による強い血流圧が絶えずかかることから脳血管壁に脆い部分が発生し、そこに同様に強い血流圧がかかることから血管が破けるものであり、医学経験則上、当時、本人の身体状態（血管病態）が高血圧などにより相当に進展（悪化）した状態にあったことが考えられます。

また、主治医の所見も、本件の発症原因について、本人が高血圧であったことに因るものとしています。

以上の活動状況における過重性、医学的知見などを踏まえて、公務と疾病発症との間の相当因果関係について検討すると、本件の発症は、本人の基礎疾患（高血圧＝私的要因）による血管病態の進展により、加齢、日常生活の中のいわゆる自然経過上で発生したもので、公務活動が有力原因となって発症したのではないものと判断され、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められず、公務上の災害には該当しないと認められました。